

○多賀城市立図書館条例

(昭和53年3月15日 条例第10号)

改正 平成12年 3月 2日 条例第 1号	平成26年 6月16日 条例第18号
平成24年 2月17日 条例第 8号	平成28年 2月17日 条例第 6号
平成26年 3月28日 条例第 8号	

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年条例1号・24年8号・26年8号・28年6号〕

(設置)

第2条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多賀城市立図書館	多賀城市中央二丁目

一部改正〔平成12年条例1号・26年18号〕

(事業)

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第3条各号に掲げる事項に係る事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業

追加〔平成26年条例18号〕

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

追加〔平成26年条例18号〕

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日の直前の休日等でない日とする。
- (2) 12月28日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

追加〔平成26年条例18号〕

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 図書館内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者
- (2) 図書館の施設、設備、備品、資料等をき損するおそれのある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従わない者

追加〔平成26年条例18号〕

(損害賠償義務)

第7条 図書館の施設、設備、備品、資料等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成26年条例18号〕

(指定管理者による管理)

第8条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合における第4条第2項、第5条第2項及び第6条の規定の適用については、第4条第2項及び第5条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

追加〔平成26年条例8号〕、一部改正〔平成26年条例18号〕

(指定管理者の管理の基準)

第9条 指定管理者が前条第1項各号に掲げる業務を行う場合は、指定管理者は、法令、この条例、規則その他教育委員会が定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。

追加〔平成26年条例8号〕、一部改正〔平成26年条例18号〕

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成26年条例8号・28年6号〕

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月2日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（以下略）

附 則（平成24年2月17日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に従前の多賀城市立図書館協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の多賀城市立図書館条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により、多賀城市立図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第4項の規定にかかわらず、同日における従前の多賀城市立図書館協議会の委員としての任期の残任期間

と同一の期間とする。

附 則（平成26年3月28日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月16日条例第18号）

この条例は、教育委員会規則で定める日（平成28年3月21日）から施行する。

附 則（平成28年2月17日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例（平成26年多賀城市条例第18号）の施行の日（平成28年3月21日）から施行する。

（後略）